



厚生労働省の助成金

－平成22年度活用のポイント－

昨年4月から今年1月迄に約2億円の雇用調整助成金の不正受給が見つかりました。これを受けて、受給のときの取り扱いが一部変更になりました。

また、平成22年より一部の助成金が新規創設、改正されました。新卒者や高齢者の雇用に関する奨励金と、育児休業に関する助成金をご紹介します。支給要件のご理解を深め、ご活用ください。

◇雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の受給時の取扱いの変更

1. 教育訓練に係る計画届と変更届の提出について
 今後は教育訓練に係る計画届については、個人別の日別の計画一覧表を添付することが求められます。計画に変更があった場合は、これまでは教育訓練の日数や受講者が減少した場合は、変更届の提出は不要でしたが、今後は教育訓練について何らかの変更があれば減少の場合も変更届の提出が求められます。

2. 事業所内の教育訓練の実施確認について
 教育訓練を実施したことの証明だけでなく、訓練日ごとに個人ごとにアンケートやレポート等を作成してもらい、支給申請時に提出することが必要になります。(6月30日までは従来の取扱いも可能です)

◇新卒者体験雇用奨励金

就職が未決定の新卒の学卒者を31日間体験雇用として受け入れたとき、その事業主に対象者1人あたり8万円が支給されます。要件の1つとして「体験雇用の実施計画書」の提出が必要です。提出にあたっては対象者の同意を得る必要があります。

対象者は平成21年10月から平成22年9月末までの卒業生で、雇入れの開始日現在の満年齢が40歳未満です。ハローワークの体験雇用求人登録が必要になります。体験雇用終了後の正規雇用への移行は、他の雇入れ助成金の支給対象にはなりません。

平成22年度限りの暫定措置になりますので、ご注意ください。

◇高齢者雇用確保充実奨励金

公益社団法人や商工会議所などの事業主団体が、傘下企業の高齢者の雇用を確保する以下の取り組みを実施した事業主団体に対し、成果に応じてその費用を最大500万円まで支給します。

- ・希望者全員が65歳まで働ける制度の導入
 - ・70歳まで働ける制度の導入
 - ・高齢者の雇用環境の整備を支援するための事業
- ①+②が支給額です。事業は1年間で、①については前期と後期に分けて支給されます。

①基本支給額

事業の対象企業数	総支給額上限額
20～100	100万円
101から200	200万円
201～	300万円

②上乗せ支給額

該当企業合計数×2万円（上限200万円）

◇中小企業子育て支援助成金制度の改正の概要

この助成金は、一定の要件を備えた育児休業制度を実施する労働者数が100人以下の中小企業事業主に対して、育児休業取得者が初めてでたときに助成金を支給する制度です。

平成22年4月1日から、支給申請窓口が、財団法人21世紀職業財団地方事務所から、各都道府県労働局雇用均等室に変わりました。

また、短時間勤務制度を設けて、その制度を利用させた事業主に対する助成が廃止されました。(短時間勤務開始後、6ヵ月を経過した日が平成22年3月31日以前の場合は助成されます) 短時間勤務制度の利用者については、財団法人21世紀職業財団が取り扱っている両立支援レベルアップ助成金の『子育て期の短時間勤務支援コース』に統合されます。平成22年3月31日までに支給対象の労働者が生じた場合は、従前の支給要件と支給金額になります。

《声》

不思議に思うかもしれませんが、人は何か困難に直面した時、自分のことだけ心配しているよりも、他人の為につくすことによって救われることが珍しくありません。

商店街組合の理事長を長年しているAさんは、組合員の悩み解決を最優先にしています。Aさんは七十八歳で足腰に不安がありますが、組合員の店舗を回って経営問題から近隣トラブル等の相談まで引き受けています。

Aさんは8年前、組合理事長をやむを得ず引き受けました。最初Aさんは少しウツ気味で体調に自信が持てず、職務に熱心ではありませんでした。ところがある時、偶然健康講演会で聴いた「ウツのような病気を、他人から喜ばれることをしている」という言葉に心機一転しました。

Aさんは、自分の為だけに努力している時よりも心身ともに健康になり、人から喜ばれることによって生きる意欲が強くなっています。

